

岡山学校給食センター他自家用電気工作物  
保安管理業務委託 仕様書

1. 契約の目的 本仕様書は、岡山市教育委員会が設置した自家用電気工作物（以下、「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務に関する外部委託について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
2. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 保安管理業務の対象 保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。
- (1) 岡山市立岡山学校給食センターの電気工作物
- ア 事業場の所在地 岡山市中区赤田151-1
  - イ 電気設備の概要 設備容量 170kVA  
最大電力 117kW  
受電電圧 6,600V  
設備条件 絶縁装置あり
  - ウ 事業場電話番号 (086)272-8071
- (2) 岡山市立興除学校給食センターの電気工作物
- ア 事業場の所在地 岡山市南区中畦593
  - イ 電気設備の概要 設備容量 95kVA  
最大電力 72kW  
受電電圧 6,600V  
設備条件 特記事項なし
  - ウ 事業場電話番号 (086)298-3450
- (3) 岡山市立灘崎学校給食センターの電気工作物
- ア 事業場の所在地 岡山市南区片岡805
  - イ 電気設備の概要 設備容量 170kVA  
最大電力 64kW  
受電電圧 6,600V  
設備条件 特記事項なし
  - ウ 事業場電話番号 (086)362-0172
- (4) 岡山市立上道学校給食センターの電気工作物
- ア 事業場の所在地 岡山市東区南古都716
  - イ 電気設備の概要 設備容量 130kVA  
最大電力 93kW  
受電電圧 6,600V  
設備条件 絶縁装置なし  
太陽電池発電装置を含む。  
(容量11.016kW)
  - ウ 事業場電話番号 (086)297-2122

- (5) 岡山市立瀬戸学校給食センターの電気工作物
- ア 事業場の所在地 岡山市東区瀬戸町光明谷 1 8 6 - 1
  - イ 電気設備の概要
    - 設備容量 1 2 5 kVA
    - 最大電力 9 5 kW
    - 受電電圧 6, 6 0 0 V
    - 設備条件 特記事項なし
  - ウ 事業場電話番号 (0 8 6) 9 5 2 - 0 4 7 2

#### 4. 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委託者とは岡山市教育委員会をいう。(以下「甲」という。)
- (2) 受託者とは業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した電気保安法人をいう。(以下「乙」という。)

#### 5. 点検頻度

- (1) 月次点検等 毎月 1 回以上  
(ただし、絶縁監視装置設置の岡山学校給食センター、設備容量が 101KVA 未満の興除学校給食センターは、隔月でよい)
- (2) 年次点検 年 1 回
- (3) 電気設備の工事期間中 週 1 回
- (4) 不定期による点検（臨時点検）、呼出等下記事項についても本契約（無償対応）に含むものとする。
  - ① 電気設備に関する相談
  - ② 電気設備工事に係わる工事立会
  - ③ 年 1 回の停電作業
  - ④ 1 日 2 4 時間の緊急故障対応
  - ⑤ 中国四国産業保安監督部への諸申請等及びその費用
  - ⑥ 絶縁監視装置本体及び設置に係る費用
 (ただし、特別な費用が発生する場合は甲乙で協議するものとする。)

#### 6. 業務の内容等

- (1) 保安管理業務内容
 

甲の承認した保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別紙Ⅰ及び別紙Ⅱ「点検、測定及び試験の基準等」によるものとする。なお、電気工作物の巡視については、見落とし箇所のないように点検ルートを十分検討の上実施すること。また、目視点検が行いにくい箇所については、双眼鏡、脚立等により実施すること。
- (2) 電気事故等における緊急時の協力体制
  - ① 乙にあっては、甲と乙の事務所及び保安業務担当者とは常時連絡がとれる体制を確保すること。
  - ② 乙は、連絡を受けてから 1 時間以内で当該事業場へ到達できる体制になっていること。
  - ③ 乙は、風水害・落雷等の被害が予測される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。
- (3) 絶縁監視装置の取付（乙が設置する場合）
 

法令上の設備条件を満足する場合は、低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置を乙の責任において設置し、これを維持管理すること。

但し、絶縁監視装置は設定値が 5 0 m A を上限とする漏えい電流で感知し発報（以下「漏えい警報」という。）するものであること。また、これにより絶縁状態（漏電）を 2 4 時間監視し、漏えい警報を連続して 5 分

以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合には、速やかに甲に通知するとともに次の①及び②に掲げる処置を行うこと。なお、年1回装置の性能に関する試験を実施し、内容を報告するものとする。

- ① 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- ② 電気管理技術者等が、警報発生時の受信記録を3年間保存する。

(4) 高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認

変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

7. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関係法規を遵守し、安全の確保につとめること。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を行う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため、監視者を置いて複数で作業を実施すること。

(3) 保護具、防護具の使用

乙は、高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第342、343条）そのために必要な適正な保護具、防護具を常備すること。

乙は、保護具、防護具を定期的に（6ヶ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認すること。（労働安全衛生規則第351条）また、その記録は甲の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

(4) 労働災害総合保険等への加入

乙は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。

8. 完了報告

乙は半期（4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とする）ごとに、委託業務完了通知書を提出すること。

9. 委託料の支払

乙は半期ごとの業務が完了し、甲の検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。（半年払い）甲は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

10. その他

(1) 中国四国産業保安監督部への申請・届出

入札の結果、乙との契約が締結された場合は契約期間の開始の日から速やかに乙の責任において手続き書類を作成し、中国四国産業保安監督部あてに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を提出するものとする。（電気事業法42条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項）

(2) 関係法規の遵守

乙は業務遂行にあたり関係法規を遵守し、甲より次の記録等の

求めがあった場合は、直ちに開示すること。

①保護具・防護具の耐圧試験記録

②測定器具の校正・誤差試験記録

③他に職業を有しない宣誓書

(3) 太陽電池発電装置

上道学校給食センター設置の太陽電池発電装置については、別表第4の基準に基づき点検を行い、発電量については毎月計測し報告すること。